

議案第四十二号

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成十九年六月十四日

提出者 杉並区長 山 田 宏

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例  
財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和三十九年杉並区条例第二号）の  
部を次のように改正する。

第四条の見出し中「減免」を「減免等」に改め、同条第一項中「一に」を「いずれか  
に」に改め、同条第二項中「供しがたい」を「供し難い」に改め、同条第三項中「である  
土地」を削り、「地上権」の下に「若しくは地役権」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、行政財産である建物を無償で貸し付けるこ  
とができる事由等を定める必要がある。

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(財産の無償若しくは減額貸付け又は貸付料の減免等)</p> <p>第四条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>一及び二 略</p> <p>2 普通財産の貸付けを受けた者が、地震、火災、水害等の災害のため、当該財産を<u>使用の目的に供し難い</u>と認められるときは、その貸付料を減額し、又は免除することができるとができる。</p> <p>3 前二項の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合及び普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合について準用する。</p>	<p>(財産の無償若しくは減額貸付け又は貸付料の減免)</p> <p>第四条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>一及び二 略</p> <p>2 普通財産の貸付けを受けた者が、地震、火災、水害等の災害のため、当該財産を<u>使用の目的に供しがたい</u>と認められるときは、その貸付料を減額し、又は免除することができるとができる。</p> <p>3 前二項の規定は、行政財産である土地を貸し付け、又はこれに地上権を設定する場合及び普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合について準用する。</p>